

| <b>会 議 録</b>  |   |              |     |
|---|---|--------------|-----|
| <b>会 議 名</b>  | 第 8 回市貝町自治基本条例町民検討委員会(町議会との意見交換会)   |              |     |
| <b>日 時</b>  | 平成 30 年 5 月 10 日 (木) 15:00~17:00  |              |     |
| <b>場 所</b>  | 市貝町役場 2 階大会議室   |              |     |
| <b>出 席 者</b>  | 委員 6/14 名<br>議員 10 名<br>事務局 4 名   |              |     |
| <b>傍聴可否</b>   | 可   | <b>傍 聴 者</b> | 0 名 |
| <b>会 議 次 第</b>  | 1 開会<br>2 委員長あいさつ<br>3 議長あいさつ<br>4 自治基本条例について<br>5 議題<br>(1) 議会からの意見について<br>6 その他<br>7 閉会 |              |     |
| <b>会 議 内 容</b>  |   |              |     |
| <p>1 開会 (事務局：課長)</p> <p>2 委員長あいさつ<br/>           町の自治基本条例ということで、検討委員会や学生も参加した作業部会を行い素案を作った。今回は議員の方々から直接意見を聞くことができるとても貴重な機会であり、お互いに率直に語り合える場となればよい。</p> <p>3 議長あいさつ(議長)<br/>           自治基本条例の素案ができたということで、議会としての意見を出していけたらよい。</p> <p>4 自治基本条例について(委員長)<br/>           本日の会議のメインは議題の方になるが、議題に入る前に簡単に自治基本条例とはどのようなものか、なぜ必要なのかを私の方から述べさせてもらう。自治基本条例をつくるなかで、作ったままで終わらないようにしなければならない。議員、町民、行政、企業、NPO団体もそれぞれが積極的に活動できるようになったら良い。広報誌やHPに掲載することにより、関心を持った住民が増え、更に地域づくりに繋がれば望ましい。<br/>           今日の議題にもなるが、なぜ町民の代表である議員の方がいるのに自治基本条例を作る必要があるのかという疑問も確かにわかるが、これから議員の方の役割も大きくなっていくが、活動の幅が狭まるのではなく、むしろそれぞれの方が持っている素晴らしいネットワークが広がり、一緒になって市貝町のまちづくりに総合力をもって向き合っていくことができるというような良さがある。もちろん代表権を持っている議員であり議会であるので、今日は皆さんと意見交換を行い、直すべきところは直し、きちんと条例を仕上げ、町民の方が町を見る目が変わって、行政や議会ではなく自分たちがまちづくりに参加していけるようにできたらよい。</p> |   |              |     |

5 議題（進行：委員長）

(1) 議会からの意見について

委員長

本日の資料として、資料1に自治基本条例(素案)、資料2に(素案)に係る意見が用意されており、資料2を見つつ、必要に応じて資料1を参照するような形で進行していきたい。

資料2に議員からの意見が1から19まで記載されており、これに対して委員会の考え方を説明する。最初に1から10までの意見をまとめて委員会の意見を説明し、そこで皆様から意見をもらう形としたい。

まず1の意見、条例の名称については、委員会でも慎重な議論を行った上でサンバを入れたいという想いでこの名称にした。

次に2の内容だが、条文の解説を囲んでいたのは、見やすさを考慮してこのようにしたが、そうではないということであれば直したい。

次に3の第1条の解説については、以下の質問との関連の中で我々の意見を述べたいと思う。

次に4のところだが、確かに「住民の」を加えた方がよいのでそのように訂正する。

次に5、第7条第2項の中で、議員は町民の代表者としている。市貝町には、住んではないが、通勤通学で通っている方もいる。選挙権は無くとも、企業の意見も重要である。そういう考え方で町民とした。住民という表現も検討する。

次に6、委員会の中で、全体ではなく町とした。

次に7、要求要望を広く深く満たすためと加えるのは、わかりにくくなる。色々な方の要求要望は、一生懸命に受け止めて答えていくこととする。

続いて8については、町として協力体制が得られるような文言や、指令組織体制を条文にいれると文章が長くなってしまう。抽象的に短くまとめていくこととしているので、条文以外のところの解説などのところで活かしていきたい。

次に9の指摘については、第1項が町、第2項が町民、第3項が町民・議会・町を主語としており、表現の問題でもあるが、町から町民に対しての表現になるので「機会を保障します」のままでいいと思う。

次に10、まさに協働してまちづくりを推進していくものなので、ぜひそのような表現に修正したい。

1～10まで一気に委員会の意見を述べたが、改めて意見を募りたい。

この検討委員会は、本会議の事前協議となると意見を出すのは難しい。位置付けを明確にしてほしい。

議員 a

あくまでも自由な意見交換会の場として進めていきたい。

委員長

自由な意見交換の場であると意見は出しやすい。

(次のページへ)

- 議員 a** 現町長が、サシバを全面的に打ち出したまちづくりをはじめて継続して8年くらいが経つだろうか。当初は震災対応等もあったので実質的には6年くらいだろうか。町長はサシバへの思い入れが強いが、自治基本条例は、最高規範となる位置付けなので、サシバの里という文言を入れてしまうと市貝町の特徴を出すには良いのだが、サシバはいつまでも飛来してくるものとは限らないので、シンプルにいつの時代にも合う名称がいいのではないかな。
- 議員 b** 議題に入る前に、自治基本条例とは何かという問題が引っかかっている。住民のなかでは議論されておらず、一人歩きしている状態であり、なぜ必要なのかという問題が町民に位置付けられていない。自治会や団体同士でも話にあがらないだけでなく、中身を分からない人が多いのが現状である。自治基本条例とは、町民のためのものであり、どういう町を作っていくのか明確にしたほうがよい。町民を含めて議論していくべきではないか。早急に作るよりも、住民の声を聴き、まとめていくのがまちづくりの基本となる。
- 委員長** 住民同士が盛り上がる形が自治基本条例の本来の姿である。住民には届かなかった面もあるかもしれないが、中学生を交えてまちづくりを考え、広報に掲載するだけでなく、シンポジウムを開催するなど丁寧に町民の方を見据えながら行ってきた。長いスパンで考え、町民の方々が自治基本条例を当初理解していなかったとしても、徐々に浸透し策定しておいてよかったと思えたらよい。
- 議員 c** 検討委員として名簿を見ると、各種団体事業者が様々参加していて、議会からも2名参加しているので、意思疎通は図られている考えはあった。団体を背負っている方々がいて、町民の方々にも意見交換されているべきではないか。重要な条例になるので真剣に取り組んでほしい。各分野で自治基本条例の話が出ていてもよいのではないかな。
- 委員長** 各団体の代表者からは様々な意見を受けてきた。議員の方も2名おり、連携がとれている意識はあった。一生懸命に考えのすり合わせを行ってきた。
- 委員 a** 一般町民は、どのようにしたらよいのかわからない。
- 委員長** 住民の方が盛り上がるというのは課題である。
- 委員 b** 地域で、各種団体なり自治会ごとに意見交換や懇談会を開いて練り上げて欲しい。町民の方も、自治基本条例を理解しておらず、空振りの状態である。互いに同じ目線で進めていけたらよい。町民のものにならないければ機能しない。
- 委員長** 徐々に浸透してくるとよい。シンポジウムを開催したり、中学生の意見を聞いたり可能な限り浸透するよう試みたが、住民の方に関心を持たせるのは難しい。
- 議員 d** 知らない人が大半であり、前文や語呂合わせは必要ないのではないかな。飾りつけが多いイメージである。また、サシバは貴重であるが、何でもサシバの名前を使いすぎである。条例は長く続くものであるなので、サシバの名前を前面に出す形で条例制定に向けて進んでよいのか疑問である。町の規範であるので、様々な視野で検討し、簡素化していくべきではないかな。

(次のページへ)

- 委員長** 前文についても慎重に行ってきた。中身は堅いことも書いてあり、質問形式で子供たちにもわかりやすく知恵を絞ってきた。
- 議員 a** 町独自の自治基本条例を策定し、最高規範とするのは悪いことではないが、浸透されていないのが懸念事項である。長い時間をかけて成熟させていくのが良いのではないか。市貝町は、様々な振興計画やまちづくり計画があり、あまりにも多く作りすぎていて、動きづらくなるのではないか。
- いままでも、市貝町には条例などを作ってきたが、果たして機能しているかという疑問視が残る。自治基本条例を導入したときに、ガラリと変わり、町民の方が町政に目を向けてくれるのか不安である。地方自治法以上のものが町民に浸透できるのか危惧している。
- 委員長** 自治基本条例には、最高機関とは記載していない。
- 議員 a** 条文のなかに記載されていないとしても、努力義務があり最高機関として受けとられかねない。
- 委員長** 自治基本条例が制定されても、次の日から変わることはない。何かを町民の方が実施しようとした際に、やりやすくなるのではないか。
- 議員 c** 第7条第2項のなかで、議員は住民の代表と明記されている。立場上、町民の代表者とするべきではないか。
- また、12条のなかで、1項は町の役目、2項は町民の役目と記載されているが、町民と町とのつながりが離れてしまうニュアンスに感じとれてしまう。町民と町との間にある線を少しでも崩すような中身の方が良いのではないか。
- 議員 a** 地方公務員法では、職員は全体の奉仕者と記載されている。自治基本条例の表現方法も見習ったほうがよいのではないか。
- 委員長** 町全体としたほうが良いかもしれない。条文は抽象的な部分もあり、条文の表現を変えていく必要があるということか。
- 議員 c** 協力し体制を整備しますという記載より、連携し体制を整備しますというほうが町民と町との距離が短く感じる表現になる。
- 議員 d** 第16条のなかでは、パブリックコメントやその他の意見により意見を求めていくとあるが、パブリックコメントは、ほとんど出てこないのが現実である。
- 委員長** 条文の中に、自治会と入れるよりも今後の実施のなかで活かしていきたい。
- 第17条の住民投票に関する内容は重要な部分であるので、一番時間をかけて検討委員会にて議論してきた内容であり、この議論は、市貝町でなければできない内容であった。
- 住民投票に係る人数の検討について、議論のなかでどういう世代を認めていくのか検討してきた。個人的には、選挙権がなくても中学生も検討してもよいと考えていたが、教育の問題もあり有権者に焦点をあてることにした。1,000人だとすぐ集まりそうな感覚であり、3,000人以上だと現実味のない感覚である。

(次のページへ)

- 委員長** 中間の2,000人は集まりにくく、頑張れば集まる人数のラインであるという見解に至った。2,000人は市貝町の有権者の5分の1の値になるので、5分の1という数字を決めた。
- また、住民投票をしないといけなくなるので、住民投票条例をつくることになる。具体的な問題が出てこないよう決まりをつくる必要がある。
- 議員 a** 住民投票の可否はどのように行うのか。町政に不利益な住民投票は、誰が責任者となるのか。住民投票とは、どのような内容を想定して議論をしてきたのか。
- 委員長** 住民投票の内容は、市町村合併や自然景観、開発、防災の問題など大きなことを想定してきた。どのような選択肢をつくるかは、議論の内容によるものであり、託されることになる。
- 議員 a** 住民投票の賛否を問うような場は設けられないのか。議会は、誰が住民投票を許可するのかということに大きなリスクを感じている。
- 委員長** 結果を尊重していきたいので、責任よりは住民の意思の反映になる。
- 議員 b** 自治基本条例を策定することに関して、議会や執行機関から提案したほうが早く進む。
- 委員長** 住民投票を行わなくても、アンケートを行い、意思を確認することもできる。署名が集まって住民投票を行うことになれば、意見を尊重していきたい。
- 議員 b** 憲法でも直接請求権は認められており、住民の意見は尊重していかなければならない。しかしその直接請求権を行使するのが有権者の5分の1と設定するのが妥当なのかという判断は非常に難しいと思う。
- 委員長** 我々の意見の中では2,000という数字が妥当ではないかと決めてきた。
- 議員 c** 議員は町民の代表であり、住民投票の実施を決めるのが、議員ではなく町民となるのが疑問である。町民の代表で選ばれた議員が12名おり、住民投票を行いたい町民がいるとすれば、いまの制度のなかでも実施することができる。住民投票の実施を決める最初の投票で、議会が参加できていないのが気になる。
- 委員長** 議会が先手で動く形になると思う。ある日突然に2,000人の署名が集まることはあり得ない。
- 議員 c** 条文だけをみると署名があれば住民投票を行うように町が仕掛け、議員は関与しないような表現である。
- 委員長** 現実問題、市貝町に問題が生じたときは、主導権を握るのは議会になる。直接請求を集める動きがあったとき、議会の中で住民投票を行う動きをつくることも可能である。
- 議員 c** 住民投票の実施を決定するのは、町に署名が提出されてから議会が初めて携われることになる。始めから決めるときに議会が携われない。今の制度の中でも住民投票ができる仕組みは存在する。

(次のページへ)

**委員長** 例えば、市町村合併の話があがった場合、議会の否決が続いてしまう可能性がある。一定の有権者が集まれば、議会の否決ができない。議会の意思と住民の意見がぶつかることも考えられる。重要な議論の際、住民の意見を集めるという動きになった場合、議会のコントロールにて意見を集めることができる。住民の力で、2,000人の署名を集めるというのは考えにくい。

**議員 c** 住民の意見を集めてから、議会が否決することも可能性としてある。議会は町民の代表なので、ある程度の人数にしないといけないのではないかと。議会は、町民の代表であり、総意を組むという基本に立ち返ったほうが良いのではないかと。

**委員長** 時代の流れは、住民の直接請求になっている。多様な意見を尊重できたらよいという考えがあった。住民の意思として大きな器で構えていくべきである。

**議員 c** 議会で否決された場合などの可能性を考えて、住民投票を最優先に行い、町民に選ばれた議員は信用してくれないのか。  
議会で否決された場合は、住民投票を実施しないという記述を加えたらよいのではないかと。  
2,000人よりも大きい人数に設定しないとおかしい。

**議員 a** 2,000人の署名を集めた場合、その事業に関して議会で否決しなくても住民投票ができることになる。住民投票条例は、自治基本条例に添付して策定するのか。

**委員長** 自治基本条例策定後、実務的な住民投票を作っていく。

**議員 a** 住民投票条例をあとに作るとタイムラグが発生する。

**委員長** 住民投票には、様々な形がある。

**議員 d** 価値観の違いがある人はたくさんいる。外国籍の方もいるので、選挙までに影響が出てくる可能性があるから、有権者の過半数のほうがよいのではないかと。

**委員長** 署名できる方は、有権者の方であり、外国籍の方は対象にならない。

**議員 b** 憲法で国民は保障されており、有権者比の内包を結論だすことが問題になる。

**委員長** 2,000人の署名が集まった時点で、重く受け止めても良いのではないかと。

**委員 a** 一般市民として、子育て世代では仕事でなかなか議会に目を向けられないのが現実である。知らない間に制度が決まっていることもある。そのような有権者にも選択肢があると良い。

**議員 e** 有権者の5分の1の位置づけを見る限り、学校関係者の団体が集めることのできる数値であると述べられているが、ほかの団体は検討していないのか。

**委員長** ほかの団体や様々な想定も考慮してきた。

**議員 a** 学校教育の中でも盛り込んでいかなければならない。子供たちは、先生や親御さんに誘導されることが考えられ危険をはらんでいる。きちんとした考えを持たせるためにも早めの教育が必要である。

**委員長** 慎重になるからこそ、公平な教育を中学校でも行うべきであり、案件に応じて考えなければならない。

(次のページへ)

|          |   |
|----------|---|
| 議員 b     | 子供たちにも人権があり、一人一人の意見を尊重すべきである。年齢は関係ないのではないか。   |
| 議員 f     | <p>サンバの名前を入れるかについてだが、市貝町は日本一の繁殖地であることをまちづくりに活用してきた。しかし恒久的とは限らないので、時期をみながら必要に応じて改正していくことも考慮すると良い。</p> <p>自治基本条例の必要性についてだが、議会からも2名委員として出席し、ほかの委員の方々も町を代表する方ばかりであった。有効活用すべきと考える。</p> <p>第17条の住民投票についてだが、市貝町の町民は少なく、2,000人の場合は田舎なのですぐに集まる感覚である。過半数や、3分の1以上もしくは、議会で諮るようにしたほうがよいのではないか。</p> |
| 委員長      | 2,000人に固執する必要はない。   |
| 議員 c     | 住民投票をするか実施を決める事案の際、議会も参加していきたい。住民の代表である議会を信用して欲しい。有権者の5分の1というより、過半数に近い署名が必要と感じる。議会にぜひ住民投票してくださいという声が欲しい。  |
| 委員長      | 議論のなかで、2,000人が集まれば、重みを感じるイメージであった。3,000人4,000人は現実味がない。  |
| 委員 c     | 有権者の10分の1でも署名があれば検討していきたい。  |
| 委員長      | 自治基本条例の中で、核となるのが住民投票であるので、譲れない内容である。  |
| 議員 a     | 署名が集まったからと言って、議会を無視して住民投票を行われては、議会にも責任があるので困るという考えがある。  |
| 議員 d     | 自治基本条例の策定において、時間がかかるのは仕方のないことなので、慎重に検討していかなければならない。市貝町は人口も少なく集まりにくいのが現状である。パブリックコメントに変わる表現を見出していけたらよい。  |
| 委員長      | <p>条文そのものよりは、解説のなかで検討していきたい。</p> <p>続いて意見の11から19まで見ていきたい。</p> <p>順番は逆になるが17に条例の見直しについての意見があるが、たしかにつくりっぱなしはよくない。自治基本条例を執行していくうえで、推進会議を開催して定期的に見直していく必要がある。</p> <p>次に15については、我々は条文の中でこのような意味も含まれるものとして解釈している。</p>   |
| 委員長      | <p>続いて16のところ、ここはぜひスポーツの文言を盛り込んでいきたい。</p> <p>次に18、町民としての定義を入れると、地方自治法の中の定義と相反すると指摘があったが、町民のあり方について書き方のところで分かりやすくしていく。</p> <p>続いて19、自治基本条例の必要性は、最後は町民の意思であり、議会や行政の力の力になる。協力しあって、世代交代を含めて、後世に残していきたい。</p>  |
| 議員 c     | 最終的には、検討委員会が町長に素案を提出する形になる。今日は意見交流の形になった。条例をどのような文言にするかの決定権は検討委員会にある。   |
| (次のページへ) |   |

|      |   |
|------|---|
| 委員長  | 最後の決定権は議会にある。   |
| 議員 a | 条例の見直しについては、時代の流れが早く、他の事例は4年ごとである。条文の中に見直す期間を入れたほうがいいのではないか。  |
| 議員 e | 町長も議員も任期は4年なので区切りとしてはよい。必要に応じて文言もいれるべきである。  |
| 議員 b | 期限を決めないと、見直さない可能性があるので、一定の確認として期限を入れておくべきだ。また、サシバの名前を入れるかの問題より、中身を重要視すべきである。できるだけ大勢の方の意見をいれてほしい。                                  |
| 議員 e | サシバの里は他の町ではつけられない。万が一サシバがいなくなったとしても、サシバの里は市貝町のものである。ぜひとも、名前を入れてほしい。   |
| 委員長  | 検討委員会でも、名前を入れたいと考えていた。仮にサシバが他の場所へ旅立ったとしても、かつてサシバに愛された町であるということは事実である。見直しのときに名前を変えることもできる。<br>思いが先走ってしまったところもあったが、意見交流ができたことは良かった。 |

6 その他 特になし

7 閉会（事務局：課長）

以上、会議の概要について記録いたします。

### 会議の様子

